

瀬戸市福祉保健センター条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

平成24年6月29日

瀬戸市長 増岡 錦也

瀬戸市条例第19号

瀬戸市福祉保健センター条例等の一部を改正する条例

(瀬戸市福祉保健センター条例の一部改正)

第1条 瀬戸市福祉保健センター条例(平成5年瀬戸市条例第11号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(設置) 第2条 <省略> 2 福祉保健センターは、次に掲げる施設をもつて構成する。 から まで <省略> <u>瀬戸市やすらぎ地域包括支援センター</u>	(設置) 第2条 <省略> 2 福祉保健センターは、次に掲げる施設をもつて構成する。 から まで <省略> <u>在宅介護支援センター</u>

(瀬戸市水野在宅福祉センター条例の一部改正)

第2条 瀬戸市水野在宅福祉センター条例(平成11年瀬戸市条例第35号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(設置) 第2条 <省略> 2 在宅福祉センターは、次に掲げる施設をもつ	(設置) 第2条 <省略> 2 在宅福祉センターは、次に掲げる施設をもつ

て構成する。

<省略>

瀬戸市水野地域包括支援センター

て構成する。

<省略>

瀬戸市水野在宅介護支援センター

#### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。